

特定行為区分	特定行為	修了者数（人）
呼吸器（気道確保に係るもの）関連	経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整	3
呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連	侵襲的陽圧換気の設定の変更	4
	非侵襲的陽圧換気の設定の変更	3
	人工呼吸器管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整	3
	人工呼吸器からの離脱	4
栄養に係るカテーテル管理（末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理）関連	末梢留置型中心静脈注射用カテーテルの挿入 ※令和8年度より特定行為研修開始予定	0
動脈血液ガス分析関連	直接動脈穿刺法による採血	3
	橈骨動脈ラインの確保	3
栄養及び水分管理に係る薬物投与関連	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整	3
	脱水症状に対する輸液による補正	5
循環動態に係る薬剤投与関連	持続点滴中のカテコラミンの投与量の調整	3
	持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロールの投与量の調整	3
	持続点滴中の降圧剤の投与量の調整	3
	持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整	4
	持続点滴中の利尿剤の投与量の調整	3
術後疼痛管理関連	硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量の調整	2
創傷管理関連	褥（じょく）瘡（そう）または慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去	1
	創傷に対する陰圧閉鎖療法	1

※ 本表には、他施設で研修を修了した特定行為区分・特定行為も含まれています。なお、特定行為研修を修了している場合であっても、当院で実施するためには、院内で定める実施前研修（医師の監督のもとで実際に特定行為を行い、安全に実施できることを確認する院内の研修）を修了し、院内の承認を得る必要があります。